

営繕工事における情報共有システムの利用に関する特記仕様書（請負者希望型）

（対象工事）

第1条 請負者は、本工事の当初請負金額が1,000万円以上の場合、情報共有システムの試行対象とすることができる。愛媛県営繕工事等における情報共有システムに関する要領に基づき、請負者が希望する場合は、発注者との協議のうえ、工事契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用することができる工事である。

（実施協議）

第2条 請負者は、情報共有システムの利用を希望する場合は、工事打合せ簿により、発注者と協議しなければならない。

2 前項の協議において、請負者は、利用しようとする情報共有システムの種類、利用する機能、取り交わしを希望する工事帳票等について監督員と協議のうえ、「工事着手時確認シート」を提出することとする。

（情報共有システム利用料等）

第3条 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、請負者が行うものとする。

2 前項の情報共有システムの利用に要する費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費（積上げ）に計上し、発注者と請負者が協議のうえ請負代金額を変更する。

（電子納品）

第4条 情報共有システムにより発議し取り交わした工事帳票は、電子納品の対象とし、別の定めにかかわらず、紙媒体での提出は不要とする。なお、愛媛県工事完成図書の電子納品要領に従い、電子成果品に保存して納品すること。また、電子成果品内に格納したファイルの内容を示した「情報共有システム利用工事帳票一覧表」を併せて提出することとし、これにより難しい場合は、発注者と請負者が協議のうえ決定する。

（その他）

第5条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と請負者の協議により定めるものとする。また、愛媛県営繕工事等における情報共有システムに関する要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。